

社会福祉法人・施設等の指導監査における指摘事例

〔利用者に対する適切な処遇・児童福祉施設（保育所）〕

※法令等略語

児童最低基準

・・・「児童福祉施設最低基準」（昭和 23 年 12 月 29 日厚生労働省令第 63 号）

保育指針

・・・「保育所保育指針」（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）

児童の安全の確保について

・・・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成 13 年 6 月 15 日雇児総発第 402 号）別添 2 「児童福祉施設・事業（通所型）における点検項目」

食品の安全確保等について

・・・「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」（平成 20 年 3 月 7 日雇児発第 0307001 号・社援基発第 0307001 号・障企発第 0307001 号・老計発第 0307001 号）

○ 保育課程を編成していない。

根拠・参考：保育指針第四章－1－(一)

指導：保育所の理念や方針、目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成すること。

○ 保健計画を編成していない。

根拠・参考：保育指針第五章－1－(二)－ア

指導：子どもの健康に関する同計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にし、子どもの健康の保持、増進に努めること。

○ 3歳未満児の個別的な計画を策定していない。

根拠・参考：保育指針第四章－1－(三)－ア－(ア)

指導：一人一人の子どもの成育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

○ 保育計画や保育記録の記載内容について、評価や反省作業が不足している。

根拠・参考：保育指針第四章－2－(一)

指導：自らの保育実践の振り返りや職員相互間の話し合い等を通じて、保育士の専門性の向上及び保育実践の改善に努めること。

○ 午前のおやつや延長保育時のおやつについて、検食を実施していない。

根拠・参考：食品の安全確保等について

指導：検食は食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられた場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。

○ 検食簿の記載内容について、実施時間や検食実施者が漏れている。

指導：検食簿について、食事提供前に検食が適切に行われたことがわかるよう、実施時間や実施者について適切に記載すること。

○ アレルギー除去食の実施について、医師からの指示書の提出を受けていない。

根拠・参考：保育指針第五章－3－(四)

指導：保護者や施設の判断のみで除去食が実施されることがないよう、子どもの心身の状況に応じ、嘱託医、かかりつけ医師の指示や協力の下に適切に対応すること。

○ 定期健康診断を受診していない児童がいる。

根拠・参考：児童最低基準第12条第1項

指導：定期健康診断について、少なくとも年2回を実施しなければならないとの規定に従い、実施当日、欠席等の事由により受診しなかった児童についても適切に受診を促し、記録を保管整備すること。

○ コップ、タオル、髪用ブラシ等を共用している。

指導：病原菌や頭シラミ等を媒介するおそれもあることから、共用せず、個別のものを使用し、共用の際は1人使用ごとに消毒するなど、感染予防や適切な衛生管理に努めること。

○ 園外保育時の安全体策が不十分である。

(主な項目) 遠足以外の園外保育に関する記録なし。

緊急時の連絡体制が未整備。

根拠・参考：保育指針第五章－2－(二)－ア

指導：保育所内外の安全点検に努めると共に、安全対策のため職員の共通理解や体制作りを図ること。行き先・児童数・引率職員名・道路状況・緊急時の連絡先等を明確にした記録を整備するなど、情報を共有化し、事故防止に努めること。

○ 乳幼児突然死症候群対策が不十分である。

指導：万が一の事態に備え、記録簿等を整備し、日付・時間・記録者等の項目を設け適切に記録し、保管すること。

○ 防犯のための避難訓練を実施していない。

根拠・参考：保育指針第五章－2－(二)－イ、児童の安全の確保について

指導：施設外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、危険箇所の点検簿や避難訓練実施記録簿等を整備し、適切に記録を残す等、職員体制の確保や職員間での共通理解に努めること。